## 避難施設等に関する工事

仮使用認定制度及び安全計画届出制度における避難施設等に関する工事とは、下記の部分に支障を及ぼす工事です。

## 建築基準法施行令第 13 条

- ① 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。)以外の階にあっては居室から第120条又は第121条の直通階段に、避難階にあっては階段又は居室から屋外への出口に通ずる出入口及び廊下その他の通路
- ② 第 118 条の客席から出口の戸,第 120 条又は第 121 条の直通階段,同 条第 3 項ただし書の避難上有効なバルコニー,屋外通路その他これらに 類するもの,第 125 条の屋外への出口及び第 126 条第 2 項の屋上広場
- ③ 第 128 条の3第1項の地下街の各構えが接する地下道及び同条第4項 の地下道への出入口
- ④ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの
- ⑤ 第126条の2第1項の排煙設備
- ⑥ 第126条の4の非常用の照明装置
- ⑦ 第 129 条の 13 の 3 の非常用の昇降機
- ⑧ 第112条(第128条の3第5項において準用する場合を含む。)又は第128条の3第2項若しくは第3項の防火区画

## (参考)

1	令第 120 条		直通階段
	令第 121 条		2以上の直通階段
2	令第 118 条		客席から出口の戸
			劇場,映画館,演芸場,観覧場,公会堂,集会場,
			(以下「劇場等」という。)
	令第 125 条	第1項	出口までの歩行距離
		第2項	劇場等の屋外への出口の開放方向
		第3項	床面積の合計が 1,500 ㎡を超える物品販売行業
			を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅
	令第 126 条	第2項	5階以上の階が百貨店の売場である場合の避難
			用の屋外広場
8	令第 112 条		面積区画, 高層区画, 竪穴区画, 異種用途区画
	令第 128 条	第2項	地下街の区画
	<b>の3</b>	第3項	